

平成 2 8 年度労働報酬下限額について

足立区公契約条例（平成 2 5 年足立区条例第 4 7 号）第 9 条第 1 項の規定により、平成 2 8 年度における労働報酬下限額を定めたので、同条例第 9 条第 3 項の規定により告示する。

平成 2 8 年 3 月 4 日

足立区長 近藤 弥生

（ 1 ）足立区公契約条例第 9 条第 1 項第 1 号に規定する額

〔単位：円（1 時間あたり）〕

NO.	職 種	労働報酬下限額
1	特殊作業員	2, 4 7 5
2	普通作業員	2, 1 6 0
3	軽作業員	1, 5 4 2
4	造園工	2, 2 6 2
5	法面工	2, 7 4 5
6	とび工	2, 7 6 8
7	石工	2, 7 8 0
8	ブロック工	2, 6 5 5
9	電工	2, 6 5 5
1 0	鉄筋工	2, 7 9 0
1 1	鉄骨工	2, 6 1 0
1 2	塗装工	2, 8 5 8
1 3	溶接工	3, 0 6 0
1 4	運転手（特殊）	2, 4 3 0
1 5	運転手（一般）	2, 0 1 5
1 6	潜かん工	2, 9 9 3
1 7	潜かん世話役	3, 5 4 5
1 8	さく岩工	2, 7 4 5
1 9	トンネル特殊工	2, 8 3 5
2 0	トンネル作業員	2, 4 5 3
2 1	トンネル世話役	3, 2 3 0
2 2	橋りょう特殊工	3, 0 3 8
2 3	橋りょう塗装工	3, 1 4 0
2 4	橋りょう世話役	3, 4 7 7
2 5	土木一般世話役	2, 6 2 2
2 6	高級船員	3, 1 0 5

NO.	職 種	労働報酬下限額
27	普通船員	2,442
28	潜水土	4,152
29	潜水連絡員	2,858
30	潜水送気員	2,835
31	山林砂防工	2,870
32	軌道工	4,580
33	型わく工	2,645
34	大工	2,858
35	左官	2,802
36	配管工	2,330
37	はつり工	2,532
38	防水工	3,027
39	板金工	2,813
40	タイル工	2,712
41	サッシ工	2,600
42	屋根ふき工	1,689
43	内装工	2,802
44	ガラス工	2,510
45	建具工	2,453
46	ダクト工	2,307
47	保温工	2,330
48	建築ブロック工	2,457
49	設備機械工	2,375
50	交通誘導員A	1,440
51	交通誘導員B	1,250

ただし、次に掲げる労働者の労働報酬下限額については、1,080円とする。

() 労働者等の合意の下、見習い、手元等の労働者と使用者が判断する者

(2) 足立区公契約条例第9条第1項第2号に規定する額

〔単位：円（1時間あたり）〕

労働報酬下限額	950
---------	-----

(3) 足立区公契約条例第17条の規定により同条例の適用を受ける指定管理者との協定に係わる労働報酬下限額

〔単位：円（1時間あたり）〕

労働報酬下限額	950
---------	-----